

令和6年度

市民税・県民税申告の手引

確定申告は大河原税務署や e-Tax（電子申告）で！

大河原税務署（申告書作成会場）TEL：0224-52-2202

●開設期間 2月16日(金)～3月15日(金)（受付時間 午前9時～） ※土日祝日を除く

①営業所得のある方、②農業(自分で耕作し出荷)や畜産業(乳牛・肉用牛)の所得のある方、③土地・建物や山林の売買(譲渡所得)のあった方、④確定申告をすれば所得税が還付される方(医療費控除・寄附金控除・住宅ローン控除など)、⑤配当所得や上場株式等に係る譲渡所得のある方、⑥雑損控除(令和4年3月の地震災害など)のある方などは、**税務署での申告をお願いします。**



※ 税務署の申告書作成会場への入場には「入場整理券」が必要です。

(入場整理券は午前8時30分から配布予定です。配布方法等の詳細は後日広報にてお知らせします。) e-Tax

※ なお、入場整理券の配布状況に応じて、後日の来場をお願いすることもあります。(電子申告)はこちら ↑

◎ 申告相談日程

月 日	曜日	指定行政区	指定地区※1
2月14日	水	桐崎・地蔵堂・山の内・戸ノ内・長瀬・東小坂・西小坂	小田・東根 藤尾地区
2月15日	木	坂津田上・坂津田中・坂津田下・平貫上・平貫下・鳩原	
2月16日	金	藤尾1区・藤尾2区・藤尾3区・藤尾4区・藤尾5区	
2月20日	火	藤尾6区・藤尾7区・藤尾8区・藤尾9区・藤尾10区	枝野・桜地区
2月21日	水	枝野1区・枝野2区・枝野3区・枝野4区	
2月22日	木	枝野5区・枝野6区・枝野7区・枝野8区・桜2区	
2月26日	月	桜1区・桜5区	
2月27日	火	桜3区・桜4区・桜6区・桜7区・桜8区	北郷・西根地区
2月28日	水	花島・神次郎・梁瀬・君萱	
2月29日	木	岡・南岡・北岡	
3月1日	金	南江尻・北江尻・西根6区・西根7区・西根8区	
3月4日	月	西根1区・西根2区・西根3区・西根4区・西根5区	
3月5日	火	西根9区・西根10区・西根11区・西根12区・西根13区	横倉・角田地区
3月6日	水	前沖第1・前沖第2・前沖第3・新田・後沖	
3月7日	木	左関・野田・豊室・古豊室	角田地区 ・ 地区指定日に都合 が付かなかった方
3月8日	金	西南町・東南町・西田町・東田町・横田町	
3月11日	月	中島・立町・新中島南・新中島北	
3月12日	火	東町・本町・新丁・新丁東・新丁西	
3月13日	水	中島下・東仲町・西仲町・高畑南	
3月14日	木	寺前・北町・谷地町・老ヶ崎	
3月15日	金	天神町	

【会場】 角田市市民センター（角田市角田字牛館10）

◆受付時間（受付票を記入できる時間）

2月14日(水)～3月14日(木) 午前8時30分から午後3時まで

3月15日(金)のみ 午前8時30分から午前11時30分まで

※最終日は受付時間が異なりますのでご注意ください。

◆お車でお越しの方は、第2・第3駐車場のご利用をお願いします。

◆申告相談 午前9時から正午まで、午後1時から終了まで

◆営業・農業・不動産の収入がある方は収支内訳書をご用意の上、ご来場ください。

【注意】 指定地区(※1)に記載されている行政区の方のみ受付します。

(指定地区以外の方は受付できません。日程表をよくご確認ください。)

待ち時間緩和のため、できるだけ指定行政区の日時にご来場ください。

◎お問合せについて

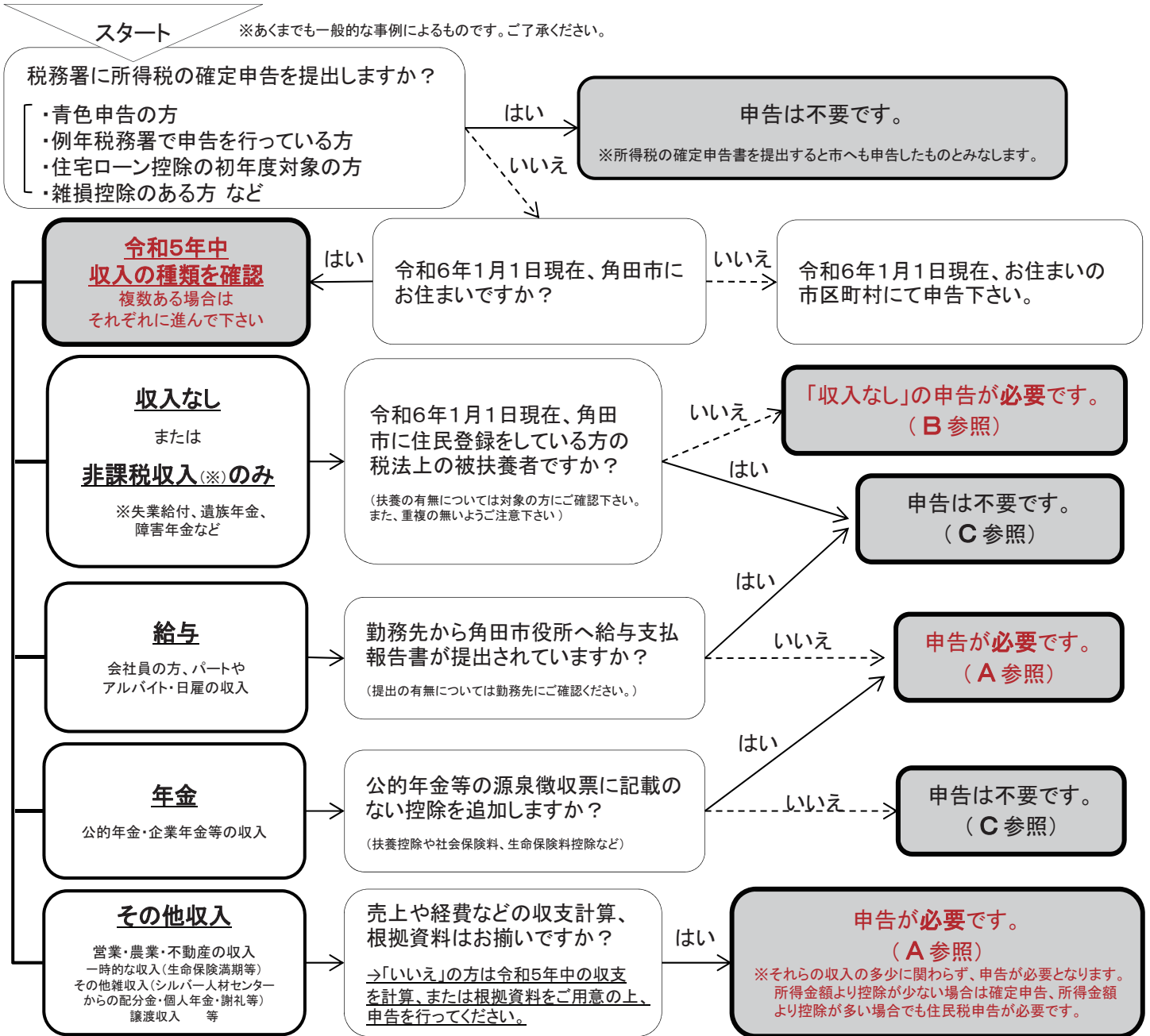
申告相談期間中は市民税担当職員が税務課窓口を不在にするため、お問合せは申告相談期間を避けるようお願いいたします。期間中にいただいた場合、回答が翌日以降になりますので、ご了承ください。

角田市総務部税務課 TEL：0224-63-2114

申告が必要かどうかチェックしましょう！

《市民税・県民税申告(住民税申告)フローチャート》

フローチャート結果を参考に適切かつ効率的な申告を期限までに行いましょう。



申告相談の準備物 (一例)

- 給与・年金の源泉徴収票 (原本)
- 申告者本人の銀行の口座番号がわかるもの
- 農業・営業・不動産の収支内訳書
- 社会保険料の領収書・控除証明書
- 生命保険・地震保険の控除証明書
- 医療費控除の明細書または医療費通知書・領収書・補てん金等を計算したもの
- 申告者のマイナンバーカードまたは通知カードと身元確認書類
- 控除対象配偶者、扶養親族及び事業専従者等のマイナンバーのわかるもの

A 市民税・県民税申告書の提出が必要です

市民税・県民税申告をする必要があります。ただし、所得税の還付を受ける場合や確定申告書の提出が要件となっている控除の適用を受ける場合などについては、税務署で確定申告をする必要があります。なお、確定申告書を提出した場合は、市民税・県民税申告をする必要はありません。

※所得税の確定申告書を提出すると市へも申告したものとみなします。

※税務署へ確定申告をする必要がない場合でも、確定申告をすることにより所得税の還付を受けられる方は、確定申告をすることができます。

※確定申告をする必要がない場合は、原則、市民税・県民税申告を行ってください。

→詳しくは下記『★確定申告が必要な方について』をご確認ください。

B 「収入なし」の申告をしてください

7ページの申告書をご記入いただき、角田市税務課へ郵送にてご提出ください。

申告されない場合、以下の保険料等の算定や証明書発行等に影響が出る場合があります。

- ◆ 国民健康保険・後期高齢者医療制度・国民年金・介護保険・児童扶養手当・就学援助・公営住宅関係などの保険料算定や料率区分判定
- ◆ 非課税証明書、所得証明書の発行

C 市民税・県民税申告は必要ありません

◆ 収入がなく親族の被扶養者として申告されている方（親族が申告や年末調整であなたを扶養としている場合）

◆ 給与や公的年金等以外の収入がなく、課税資料が角田市役所に届いている方

次の（１）、（２）のいずれかに該当する方は、市民税・県民税申告をする必要がありません。ただし、扶養控除や社会保険料控除等の所得控除を追加する場合は、市民税・県民税申告をする必要があります。

- （１）給与収入のみで、勤務先から給与支払報告書（複数ある場合はそのすべて）が角田市役所へ提出されている方
- （２）公的年金等収入のみの方

★ 確定申告が必要な方について

次のいずれかに該当する方は確定申告をする必要があります。

◆ **給与や公的年金等以外の所得がある方（事業所得、不動産所得など）**

各種の所得金額の合計額（土地や建物を売却した譲渡所得等を含む）が所得控除の合計額を超える場合で、計算の結果、所得税を納める必要がある方は、確定申告をする必要があります。

◆ **給与所得がある方で次のいずれかに該当する方**

- ①給与の年間収入が2,000万円を超える方
- ②一か所から給与を受けていて、かつ、その給与の全部が源泉徴収の対象となる場合において、給与所得・退職所得以外の各種の所得金額の合計額が20万円を超える方
- ③二か所以上から給与を受けていて、かつ、その給与の全部が源泉徴収の対象となる場合において、年末調整をされなかった給与の収入金額と給与所得・退職所得以外の各種の所得金額の合計額が20万円を超える方

※給与等の収入金額の合計金額から雑損控除、医療費控除、寄附金控除、基礎控除を除く所得控除の合計額を差し引いた残りの金額が150万円以下で、かつ、給与所得・退職所得以外の各種の所得金額の合計額が20万円以下である方は、確定申告をする必要はありません。

◆ **公的年金等に係る雑所得がある方で次に該当する方**

所得金額の合計額が所得控除の合計額を超える場合で、計算の結果、納付する所得税が発生する方は確定申告をする必要があります。ただし、公的年金等（その全部が源泉徴収の対象となる場合に限る）の収入金額が400万円以下で、かつ、公的年金等以外の所得の金額が20万円以下である方は、確定申告をする必要はありません。

お問い合わせ先

■ 市民税・県民税について・・・角田市総務部税務課 TEL 0224-63-2114 〒981-1592 角田市角田字大坊41
申告相談期間中は担当職員が税務課窓口を不在にするため、お問合せは申告相談期間を避けるようお願いいたします。

■ 確定申告・所得税について・・・大河原税務署 TEL 0224-52-2202 〒989-1201 大河原町大谷字末広12-1

所得の種類と所得金額の計算方法

所得金額は、所得の種類に応じてそれぞれに令和5年中（1月1日～12月31日）の収入金額から収入を得るために要した必要経費を差し引いて計算します。

所得の種類		所得金額の計算
事業所得	(1) 営業等…卸・小売業、製造業、建設業、運送業、サービス業、自由業(医師、外交員、税理士など)、畜産業など (2) 農業…米、大豆、麦、野菜などの栽培、家畜の育成等	所得金額＝収入金額－必要経費
不動産所得	地代、家賃、権利金など	所得金額＝収入金額－必要経費
利子所得	公社債、預貯金などの利子 ※源泉徴収の対象にならないもの	所得金額＝収入金額
配当所得	株式や出資金に対する利益の配当等	所得金額＝収入金額－株式などの元本の取得に要した負債の利子
給与所得	給料、賃金、賞与等	5ページに記載
雑所得	公的年金等…厚生年金、国民年金等	5ページに記載
	その他のもの…原稿料、講演料等	所得金額＝収入金額－必要経費
譲渡所得	土地、建物、機械などの資産を譲渡した場合に生じる所得 ・総合課税…土地、建物等以外の資産（機械、車両運搬具など） ・分離課税…土地、建物等	所得金額＝収入金額－（取得費、譲渡費用）－特別控除額
一時所得	保険の満期返戻金、生命保険金、懸賞当選金など	所得金額＝収入金額－必要経費－特別控除額 ※特別控除額は通常50万円
山林所得	山林の伐採または立木のままで譲渡したことによる所得 (注)取得してから5年以内で伐採、譲渡したものは、事業所得または雑所得。	所得金額＝収入金額－必要経費－特別控除額 ※特別控除額は通常50万円

所得控除の種類と控除額

所得控除とは、納税者に配偶者や扶養親族があるかどうか、病気や災害などによる出費があるかどうかなど個人的な事情を考慮して、その納税者の実情に応じた税負担をしていただくために所得金額から差し引くことになっているものです。（所得税の控除額は別になります。）

種類	控除額	種類	控除額
雑損控除	次の①と②のいずれが多い方の金額 ①(損失金額－保険金等で補てんされる金額)－総所得金額等×10% ②災害関連支出の金額－5万円	勤労学生控除	納税義務者が勤労学生である場合 26万円
	医療費控除	(支払った医療費の額－保険金等で補てんされる金額)－[10万円または(総所得金額等の合計額×5%)のいずれか少ない方の金額] ※特例あり（詳細は5ページに記載）	障害者控除
社会保険料控除			
小規模企業共済等掛金控除	支払った金額	配偶者特別控除	合計所得金額1,000万円以下の納税義務者が生計を一にする配偶者を有している場合、配偶者の所得金額に応じ控除（配偶者控除と重複不可） 最高33万円 ※詳細は5ページに記載
生命保険料控除	①新契約の保険料…限度28,000円（H24年1月1日以後に契約したもの） ②旧契約の保険料…限度35,000円（H23年12月31日以前に契約したもの） ※詳細は5ページに記載		
地震保険料控除	支払った保険料の1/2（最高25,000円） ※詳細は5ページに記載	基礎控除	合計所得2,400万円以下の納税義務者 43万円
寡婦・ひとり親控	合計所得金額が500万円以下で、かつ下記①と②のいずれかに該当する場合 ①納税義務者が寡婦である場合 26万円 ②納税義務者が「生計を一にする子」を有するひとり親である場合 30万円		

令和5年分 給与所得の計算方法

A 給与等の収入金額 (税込み)	円
---------------------	---

申告書 表面 の 1 収入金額等 給与 力欄に転記してください。

Aの金額	給 与 所 得	
～550,999 円		0 円
551,000 円 ～1,618,999 円	A - 550,000 円	円
1,619,000 円 ～1,619,999 円		1,069,000 円
1,620,000 円 ～1,621,999 円		1,070,000 円
1,622,000 円 ～1,623,999 円		1,072,000 円
1,624,000 円 ～1,627,999 円		1,074,000 円
1,628,000 円 ～1,799,999 円	A ÷ 4 (千円未満端数切捨て)	B × 2.4 + 100,000 円 円
1,800,000 円 ～3,599,999 円		B × 2.8 - 80,000 円 円
3,600,000 円 ～6,599,999 円	B _____,000 円	B × 3.2 - 440,000 円 円
6,600,000 円 ～8,499,999 円	A × 0.9 - 1,100,000 円	円
8,500,000 円～	A - 1,950,000 円	円

Aを上記の表にあてはめて計算し、算出された給与所得の金額を 申告書表 の所得金額 給与⑥に転記してください。

医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）

通常の医療費控除との選択により、健康診査や予防接種などの一定の取組を行っている方のその年中の特定一般医薬品等の購入額(保険金等により補てんされる部分の金額を除く)のうち、12,000円を超える部分の金額(88,000円を限度)を控除することができます。

控除額	支払った金額 - 保険金等で補てんされる金額 - 12,000円(限度額88,000円)
-----	--

生命保険料控除

	支払金額	控 除 額
新 契 約	12,000円以下のとき	全額
	12,000円超 32,000円以下のとき	支払金額の1/2 + 6,000円
	32,000円超 56,000円以下のとき	支払金額の1/4 + 14,000円
	56,000円超のとき	28,000円
旧 契 約	15,000円以下のとき	全額
	15,000円超 40,000円以下のとき	支払金額の1/2 + 7,500円
	40,000円超 70,000円以下のとき	支払金額の1/4 + 17,500円
	70,000円超のとき	35,000円

生命保険料控除は、一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料をそれぞれ上の算式により計算した控除額の合計額(限度額70,000円)です。
一般生命保険料又は個人年金保険料については、新契約と旧契約の両方をお持ちの場合、「旧契約のみ」又は「新・旧契約の合計(限度額28,000円)」の控除額のうち、有利な方を選択できます。

地震保険料控除

- ①地震保険契約にかかるもの
支払った保険料の1/2(最高25,000円)
- ②長期損害保険契約がある場合の特例
平成18年未だに締結した長期損害保険契約(保険期間が10年以上で満期返戻金があるもの)で地震保険料控除の対象とならない場合は、平成20年度以降も従来どおり適用を受けることができます。なお、このような場合に、地震保険料控除も併せて受ける場合は、長期損害保険契約に関する控除額は10,000円が限度となり、全体で25,000円が限度となります。
ただし、一つの損害保険契約等が、地震等損害により保険金や共済金が支払われる損害保険契約等と長期損害保険契約等のいずれの契約区分にも該当する場合には、選択によりいずれか一方の契約区分にのみ該当するものとして、地震保険料控除の控除額を計算します。

支払った保険料の金額	控 除 額
5,000円以下	支払った保険料の全額
5,000円超15,000円以下	支払った保険料 × 1/2 + 2,500円
15,000円超	10,000円

令和5年分 公的年金等に係る雑所得の計算方法 公的年金等（雑所得）

A 公的年金等の収入金額	円
--------------	---



申告書 表面 の 1 収入金額等 雑 公的年金等 力欄に転記してください。

区分	Aの金額	公的年金等の雑所得
昭 和 34 年 1 月 2 日 以 後 に 生 ま れ た 方	～600,000 円	0 円
	600,001 円 ～1,299,999 円	A - 600,000 円 円
	1,300,000 円 ～4,099,999 円	A × 0.75 - 275,000 円 円
	4,100,000 円 ～7,699,999 円	A × 0.85 - 685,000 円 円
	7,700,000 円 ～9,999,999 円	A × 0.95 - 1,455,000 円 円
	10,000,000 円～	A - 1,955,000 円 円

区分	Aの金額	公的年金等の雑所得
昭 和 34 年 1 月 1 日 以 前 に 生 ま れ た 方	～1,100,000 円	0 円
	1,100,001 円 ～3,299,999 円	A - 1,100,000 円 円
	3,300,000 円 ～4,099,999 円	A × 0.75 - 275,000 円 円
	4,100,000 円 ～7,699,999 円	A × 0.85 - 685,000 円 円
	7,700,000 円 ～9,999,999 円	A × 0.95 - 1,455,000 円 円
	10,000,000 円～	A - 1,955,000 円 円

Aを上記の表にあてはめて計算し、算出された公的年金等に係る雑所得の金額とその他の雑所得を足した金額を申告書表の 所得金額 雑 公的年金等⑦に転記してください。
※公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円を超える場合は、計算方法が異なります。

配偶者特別控除

※配偶者控除と重複不可

配偶者の合計所得金額	控除額
48万円以下の場合、適用しません。	
48万円超 95万円以下	33万円
95万円超 100万円以下	33万円
100万円超 105万円以下	31万円
105万円超 110万円以下	26万円
110万円超 115万円以下	21万円
115万円超 120万円以下	16万円
120万円超 125万円以下	11万円
125万円超 130万円以下	6万円
130万円超 133万円以下	3万円
133万円超	0円

※控除を受ける方の合計所得金額が900万円以下の場合(900万円を超える場合は、控除額が異なります。)

市民税・県民税申告書を郵送提出される方へ

ご自身で申告書を作成できる場合は、以下の事項にご注意の上、郵送での申告にご協力ください。

- ① 住所、氏名、生年月日、電話番号を必ず記入してください。
- ② 収入がなかった場合は、欄外の 収入なしにチェックをつけてください。
- ③ 給与所得がある場合は、源泉徴収票のコピーを同封してください。
- ④ 営業・農業・不動産所得がある場合は、8ページの「7 事業・不動産所得に関する事項」の記入と併せて「収支内訳書」の提出もお願いします。

「収支内訳書」は角田市のホームページからダウンロードしてください。

- ※ 後日、内容確認のためご連絡する場合があります。
- ※ 同封いただいた書類はお返しできませんので、コピーしたものを送付してください。
- ※ 記入内容を確認したら、申告書部分(7・8ページ)を切り取って郵送にてご提出ください。
- ※ 収入がなかった方、受取小作の申告のみの方は、角田市ホームページ掲載の簡易申告書を使って申告することもできます。

送付先：〒981-1592 角田市角田字大坊41 角田市役所（税務課市民税係）あて
提出期限：令和6年3月15日（金）



←角田市
ホームページ
QRコード

令和6年度 市民税・県民税申告書の記入例

令和6年度分 市町村民税 申告書 表

角田市長 殿 住所 角田市角田字大坊41 整理番号 業種又は職業 クリーニング店

1月1日現在の住所 同上 電話番号 63-2114

氏名 角田 巧 個人番号 〇〇〇〇XXXXXX△△△△

生年月日 38101 職業 角田啓太郎 続柄 父

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

社会保険の種類	支払った保険料
国民健康保険税 198,300	
国民年金 159,600	
合計 357,900	
生命保険料	
新生命保険料の計 62,000	旧生命保険料の計 135,000
新個人年金保険料の計 58,000	旧個人年金保険料の計 75,000
介護医療保険料の計 4,000	世帯長期看護保険料の計

1 収入金額等

事業 営業等 ア 4,831,000
事業 農業 イ 1,174,035
不動産 ウ 480,000
利子 エ
配当 オ
給与 カ 980,000
公的年金等 キ
雑収入 ケ
短期 コ
長期 サ
一時 シ

2 所得金額

事業 営業等 ① 943,165
事業 農業 ② 223,066
不動産 ③ 180,679
利子 ④
配当 ⑤
給与 ⑥ 430,000
公的年金等 ⑦
雑収入 ⑧
合計 (①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧) ⑨
総合課渡・一時 ⑩
合計 ⑪ 1,776,910

4 所得から差し引かれる金額

社会保険料控除 ⑬ 357,900
小規模企業 ⑭
高所得者等 ⑮
生命保険料控除 ⑯ 70,000
地震保険料控除 ⑰ 2,000
寡婦、ひとり親控除 ⑱
障害者控除 ⑲
配偶者(特別)控除 ⑳ 330,000
扶養控除 ㉑ 900,000
基礎控除 ㉒ 430,000
合計 (⑬+⑭+⑮+⑯+⑰+⑱+⑲+⑳+㉑+㉒) ㉓ 2,089,900

5 給与・公的年金等に関する事項

5 給与・公的年金等に関する事項(令和6年4月1日において6歳未満の方は給与所得以外)の市町村民税・道府県民税の納税方法

給付金・年金(特別徴収) 自分で納付(普通徴収)

「個人番号」欄には、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載してください。

6 給与所得の内訳

月	日	勤務日数	月取
1			80,000
2			80,000
3			80,000
4			80,000
5			80,000
6			80,000
7			80,000
8			80,000
9			80,000
10			80,000
11			80,000
12			100,000
賞与等			0
合計			980,000

7 事業・不動産所得に関する事項

所得の種類	支払者の名称及び法人番号又は所在地等	収入金額	必要経費	青色申告特別控除額
営業	〇〇〇	4,831,000	3,887,835	
農業	△△△	1,174,035	950,969	
不動産	□□□	480,000	299,321	

8 配当所得に関する事項

配当所得の種類	支払者の名称及び法人番号又は所在地等	支払確定年月	収入金額	必要経費

9 雑所得(公的年金等以外)に関する事項

種目	支払者の名称及び法人番号又は所在地等	収入金額	必要経費

10 総合課渡・一時所得に関する事項

総合課渡	短期	長期	一時	所得金額

11 事業等従事者に関する事項

氏名	生年月日	所得の種類	所得金額
角田 啓太郎	38101	事業 営業等	943,165
角田 雅人	13112	事業 農業	223,066
角田 マサト	13112	事業 農業	223,066

12 別居の扶養親族等に関する事項

氏名	生年月日	所得の種類	所得金額
角田 結花	23224	所得なし	
角田 雅人	13112	所得なし	

13 事業税に関する事項

課税対象	課税額

14 寄附金に関する事項

都道府県・市区町村	寄附金額

15 所得金額調整控除に関する事項

所得の種類	所得金額	調整控除額

表裏にも記載する欄がありますから注意してください。

令和6年度分 市町村民税 申告書

表

角田市長 殿	現住所											整理番号		
	1月1日現在の住所											業種又は職業		
	フリガナ											電話番号		
	提出年月日 年 月 日	氏名											個人番号	
	生年月日	明・大・昭 平・令								世帯主の氏名			続柄	

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

⑬ 社会保険料控除	社会保険の種類											支払った保険料	円	
	合計												円	
	⑮ 生命保険料控除	新生命保険料の計											旧生命保険料の計	円
⑯ 地震保険料控除	新個人年金保険料の計											旧個人年金保険料の計	円	
	介護医療保険料の計												円	
	⑰ 地震保険料の計											旧長期損害保険料の計	円	
⑰～⑲ 寡婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除	⑰ □ 寡婦控除											⑱ □ 勤労学生控除 (学校名)		
	(□ 死別 □ 生死不明 □ 離婚 □ 未帰還) □ ひとり親控除													
⑳ 障害者控除	1 氏名											障害の程度	級度	
	個人番号													
㉑～㉒ 配偶者控除、配偶者特別控除、同一生計配偶者	氏名											配偶者の合計所得金額	円	
	個人番号													
㉓ 扶養控除	1 氏名	生年月日	明・大・昭 平・令								同居・別居の区分	□ 同居 □ 別居	続柄	
	個人番号											控除額	万円	
	2 氏名	生年月日	明・大・昭 平・令								同居・別居の区分	□ 同居 □ 別居	続柄	
	個人番号											控除額		
16歳未満の扶養親族 (控除対象外)	1 氏名	生年月日	平・令								同居・別居の区分	□ 同居 □ 別居	続柄	
	個人番号													
	2 氏名	生年月日	平・令								同居・別居の区分	□ 同居 □ 別居	続柄	
	個人番号													
別居の扶養親族等がある場合には、裏面「12」に氏名、個人番号及び住所を記入してください。	氏名											扶養控除額の合計		
	個人番号													
㉔ 雑損控除	損害の原因											損害を受けた資産の種類		
	損害金額	円	保険金などで補填される金額	円	差し引損失額のうち災害関連支出の金額	円								
㉕ 医療費控除	支払った医療費等											保険金などで補填される金額	円	
													円	

1 収入金額等	事業	営業等	ア		
		農業	イ		
		不動産	ウ		
		利子	エ		
		配当	オ		
		給与	カ		
	雑		公的年金等	キ	
			業務	ク	
			その他	ケ	
		総合譲渡	短期	コ	
		長期	サ		
		一時	シ		
2 所得金額	事業	営業等	①		
		農業	②		
		不動産	③		
		利子	④		
		配当	⑤		
		給与	⑥		
	雑		公的年金等	⑦	
			業務	⑧	
			その他	⑨	
			合計 (⑦+⑧+⑨)	⑩	
		総合譲渡・一時	⑪		
		合計	⑫		
4 所得から差し引かれる金額	社会保険料控除	⑬			
	小規模企業共済等掛金控除	⑭			
	生命保険料控除	⑮			
	地震保険料控除	⑯			
	寡婦、ひとり親控除	⑰～⑱			
	勤労学生、障害者控除	⑲～⑳			
	配偶者(特別)控除	㉑～㉒			
	扶養控除	㉓			
	基礎控除	㉔	430,000		
	⑬から㉔までの計	㉕			
	雑損控除	㉖			
	医療費控除	㉗			
合計 (㉕+㉖+㉗)	㉘				

□ 収入なし ※該当する場合はチェックをつけてください。

地方税法附則第4条の4の規定の適用を選択する場合には、「医療費控除」欄の「区分」の□に「1」と記入してください。

5 給与・公的年金等に係る所得以外(令和6年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市町村民税・道府県民税の納税方法

給与から差引き(特別徴収)
 自分で納付(普通徴収)

「個人番号」欄には、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載してください。

裏面にも記載する欄がありますから注意してください。

6 給与所得の内訳

(日給などの給与所得のある人で、源泉徴収票のない人は記入してください。)

月	日	給	勤務日数	月	収
		円			円
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
賞与等					円
合計					円
法人番号又は所在地					
勤務先名					
電話番号					

7 事業・不動産所得に関する事項

所得の種類	支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等	収入金額	必要経費	青色申告特別控除額
		円	円	円

8 配当所得に関する事項

配当所得の種類	支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等	支払確定年月	収入金額	必要経費
		・	円	円
		・		
		・		
		・		
			国外株式等に係る外国所得税額	

9 雑所得(公的年金等以外)に関する事項

種目	支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等	収入金額	必要経費
		円	円

10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

総合譲渡	短期	収入金額	必要経費	差引金額 (収入金額-必要経費)	特別控除額	所得金額 (差引金額-特別控除額)
		円	円	円		円
	長期					ロ
	一時					ハ
右上のイの金額を表面のロに、ロの金額を表面のサに、ハの金額を表面のシに記入してください。 右のニの金額を表面の⑩の所得金額欄へ記入してください。						ニ 合計 イ+[(ロ+ハ)×1/2]

11 事業専従者に関する事項

フリガナ	氏名	続柄	生年月日	明・大・昭 平・令	専従者給与 (控除)額
1					
	個人番号			従事月数	
2					
	個人番号			従事月数	
3					
	個人番号			従事月数	
		所得税における青色申告の承認の有無	承認あり・承認なし	合計額	

13 事業税に関する事項

非課税所得など	所得金額
	円
損益通算の特例適用前の不動産所得	円
事業用資産の譲渡損失など	円
前年中の開廃業	開始・廃止 月 日
<input type="checkbox"/> 他都道府県の事務所等	

12 別居の扶養親族等に関する事項

フリガナ	氏名	個人番号	住所	配属者 □30歳未満又は70歳以上 □留学生 □障害者 □38万円以上の支払
1				
2				
3				

14 寄附金に関する事項

都道府県、市区町村分 (特例控除対象)	円
住所地の共同募金会、日赤支部分・都道府県、市区町村分(特例控除対象以外)	
条例指定分	都道府県
	市区町村

支出した寄附金に応じて、各欄にそれぞれ寄附した金額を記入してください。ただし、認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人以外の特定非営利活動法人に対する寄附金については、上欄に記入せず、別途「寄附金税額控除申告書(二)」を提出してください。

15 所得金額調整控除に関する事項

フリガナ	氏名	続柄	生年月日	明・大・昭 平・令	特別障害者に該当する場合	級度	別居の場合の住所
	個人番号						